

広島県告示第九百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下三永吉川線	東広島市西条町田口字東子二七二六番四地先から東広島市西条町田口字東子一八三七番二地先まで	平成一九年九月二〇日